

西宮市外郭団体の概要

1. 基本情報

団体名	社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会			設立年月日	昭和28年7月30日
所在地	西宮市染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内			所管局等	健康福祉局
代表者名	理事長 水田 宗人(元健康福祉局長)			設立根拠	社会福祉法
基本金	32,509千円	市出資金	0千円	市出資率	0.0%
設立目的	西宮市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。				

2. 役職員の数(令和6年4月1日現在)

(単位:人)

常勤役員			正規職員				嘱託職員			臨時職員	合計
市OB	市職員	その他	固有職員	市OB	市専任派遣	市兼務派遣	固有職員	市OB	市派遣		
0	0	1	99	0	2	0	134	0	3	376	615

注1) 役員は、理事、監事、取締役、監査役とし、非常勤を含まない。

注2) 正規と嘱託の区分は各団体の位置付けによる。また、市OBで特に区分がない場合は、その待遇が市役所に勤務する市OB嘱託に準じているかどうかで判断している。

注3) 役員と職員を兼務している場合は、それぞれでカウントする。

3. 職員(市職員を除く)の平均給与月額等の状況(令和5年4月1日現在)

正規職員(市派遣職員を除く)		常勤役員(市派遣職員を除く)	
平均年齢	平均給与月額	平均在任期間	総報酬額
※市が25%以上出資(出捐)している団体のみ記載		※市が50%以上出資(出捐)している団体のみ記載	

注1) 上記については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」及び「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)」に基づき、土地開発公社並びに地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を、また2分の1以上の出捐を行っている公益法人に対しては、役員の在任年齢等の情報を、それぞれ公開するよう要請されたことを踏まえ、それに準ずるものである。

注2) 正規職員、常勤役員が1名のみの場合は、「 - 」と表示する。

4. 財務状況

(単位:千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
貸借対照表	資産合計	1,883,625	1,982,669	2,073,707
	負債合計	1,045,583	1,043,332	1,087,872
	純資産	838,043	939,337	985,834
事業活動収支計算書	事業活動収入計	2,240,183	2,317,987	2,512,675
	経常収支差額	12,513	43,007	-53,725
	当期活動収支差額	73,979	72,761	-50,625

※法人運営事業他17事業を合算したもの。ただし、千円未満は、四捨五入しているため、合計額が合わないことがある。

5. 西宮市の財政的関与等

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金	374,721	382,584	421,905
受託料	213,197	190,468	161,036
指定管理料	1,208,997	1,290,194	1,463,113
短期借入金	0	0	0
長期借入金	0	0	0
損失補償に係る債務残高	0	0	0
備考	※千円未満は、四捨五入している。 ※短期借入金、長期借入金、損失補償に係る債務残高については、3月31日現在の金額である。		

西宮市外郭団体の概要

6. 団体の主な事業(令和5年度)

事業名		事業の種別	事業内容
①	地域福祉推進事業	自主事業	地区担当職員を配置し、36地区が実施する小地域福祉活動の推進を図るとともに、関係機関との連携を進めた。令和5年度においては、さまざまな地域活動が再開するなかで、改めて住民同士がつながり、安心して暮らせるまちづくりに向けた支援を行った。
②	ボランティア活動推進事業	自主事業	ボランティア活動を普及し、活動者を養成するために、講座・研修会を実施するとともに、福祉学習推進事業に取り組んだ。また、市社協ボランティアセンター及び各地区社協が開設する地区ボランティアセンター活動の推進を図った。コロナ禍で施設等でのボランティア活動が難しいため、オンライン(Zoom)を活用し、施設等とつないでレクリエーションを実施した。
③	青葉園事業	自主事業	どんなに重い障害があっても、地域での自立と社会参加をすすめ、一人ひとりがその人らしく暮らしていくことを実現していく活動拠点となっている。個人総合計画に基づく、通所活動、社協の特性を生かし地域住民活動と連携を図りながらまちづくりをすすめる地域社会参加活動、地域自立生活をすすめる自立プログラムの実施や地域生活支援、相談支援、医療支援等の事業を展開した。
④	障害者総合相談支援センターにしのみやの運営	受託事業	地域で暮らす障害のある人の豊かな生活と社会参加に向けて、西宮市の基幹相談支援センターとして、相談支援の拠点的役割を担い、相談支援員の人材育成や関係機関のネットワークの形成を図る。基本相談として、障害者手帳の有無を問わず、生活相談を行っている。また自立支援協議会の事務局的役割も担い、各部会で協議を行った。
⑤	留守家庭児童育成センター管理運営事業	指定管理	市から指定管理者として選定された24小学校に設置される60センターにおいて、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後や夏休み等の長期休業期間等、安全に過ごせる生活の場を提供し、地域や学校、関係機関と連携、協力しながら、発達段階に応じた適切な遊びや行事等を通じ健全な育成を図っている。 また、令和5年度から指導員の勤務体制を変更し、常勤指導員は基本的に9時30分からの勤務とし、より充実した保育を行うとともに、学校、地域等との連携を強化している。
⑥	身体障害者福祉センター及び視覚障害者図書館管理運営事業	指定管理	障害のある人の活動拠点施設として、スポーツ・レクリエーション・文化活動などを通して、生きがいづくりや社会参加の促進を図ると共に、体育施設・集会施設の個人及び団体利用に供した身体障害者福祉センター及び視覚障害者図書館の管理運営を行っている。リハビリセンターでは地域で暮らす18歳以上の「身体障害者手帳」保持者を対象に、医師の判定のもと、リハビリ指導、各種相談支援等を行い、障害者の生活の改善、身体機能の維持向上、自立の促進を図っている。また、地域に向向いてのリハビリ指導や地域の医療、福祉、介護機関等と連携したリハビリ支援を行っている。

※「事業の種別」欄中、「受託事業」は西宮市からの受託事業、「指定管理」は西宮市の指定管理者事業、「自主事業」はそれ以外の事業を表す。

7. 事業の実績を示す指標

指標名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	地区社会福祉協議会構成者数	4,089	3,999	3,982
	式・説明	実数		
②	食事サービス(ふれあい昼食会)供給数	3,209	10,091	13,370
	式・説明			
③	サロン(ふれあいいいききサロン・子育てサロン)実施カ所数	83	111	115
	式・説明			
④	市社協ボランティアセンター相談受付件数	489	482	466
	式・説明			
⑤	地区ボランティアセンター相談件数	364	477	608
	式・説明			
⑥	市社協ボランティアセンターボランティア派遣件数	55	89	66
	式・説明			

西宮市外郭団体の概要

指 標 名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
⑦	地区ボランティアセンター ボランティア派遣件数	単位	180	232	148
		件			
式・説明					
⑧	市社協ボランティアセンター 登録ボランティア数	単位	135	129	124
		人			
式・説明					
⑨	地区ボランティアセンター 登録ボランティア数	単位	1,578	1,587	1,445
		人			
式・説明					
⑩	青葉園地域社会参加プログラム参加 人数	単位	28	27	64
		人			
式・説明 青葉園通所者と地域住民とが継続的に進める社会参加プログラムの登録参加人数。					
⑪	青葉園総通所者数	単位	12,680	12,637	12,510
		人			
式・説明 受け入れ実績延べ人数:ふれぼの通所者含む					
⑫	障害者総合相談支援センターにしの みや総相談件数	単位	8,312	9,509	7,836
		件			
式・説明 障害者総合相談支援センターにしのみやは、平成25年度より受託。					
⑬	身体障害者福祉センター及び視覚障 害者図書館利用者数	単位	56,270	79,905	89,524
		人			
式・説明					
⑭	留守家庭児童育成センター年間延べ 利用者数	単位	621,444	654,572	704,847
		人			
式・説明					

8. 団体において課題と考える事項

①	さまざまな個人・団体等とすすめる地域福祉活動の推進や新たな支えあい活動の展開
②	生活・福祉課題を抱える人たちに切れ目のない支援を行なう権利擁護・総合相談支援体制の構築
③	自律的な経営体制を構築するための財政面・組織面の基盤強化
④	地域共生館「ふれぼの」における共生のまちづくり実践の推進及び全都市展開に向けた取組
⑤	地域住民及び専門職(社協及び専門機関)等も含め、地域を支える人材の養成や新たな発掘
⑥	第9次地域福祉推進計画に基づき、様々な関係機関・団体の参加・協力による、地域の生活・福祉課題の解決に向けた事業展開

9. 課題を踏まえた団体の今後の運営方針

<p>・「第9次地域福祉推進計画」の地域福祉目標“つながる”“認め合う”“話し合う”あなたと共に創り出す「共生のまち」に基づき、人と人とのつながりを紡ぐ活動や地域課題に対応した新たな活動やしきみづくりについて、地域活動者や関係機関、行政等と協働しながら積極的にすすめていく。重点的な取組として、子どもたちと共に創り出す共生のまちを掲げ、子どもたちが孤立することなく、子どもたち自身が活躍できる地域づくりにむけた取組を市内NPO法人や社会福祉法人連絡会等と協働しながらすすめていく。また、住民主体で運営している「地区ボランティアセンター」が地域の中での支え合い拠点機能をより発揮できるように、昨年度に活動者や学識者等の参画を得て立ち上げた検討会で引き続き協議をすすめる。</p> <p>・地域共生館「ふれぼの」における本会が目標とする「共生のまちづくり」の拠点としての活動実績や効果等について、「共生のまちづくり研究・研修所」を核にしなが具体的検証をとおして、市内における新たな拠点づくりを積極的にすすめる。特に、市内北部における子どもから高齢者、障害のある人たちも一緒につどえる場を、関係団体や企業、地域住民と協働しながら創り出していく。</p> <p>・国の重層的支援体制整備事業の移行準備事業としての多機関協働を市から受託し、社協内外のさまざまな機関や団体、地域住民、市行政等と連携して地域生活課題に対応した事業展開を図っていく。</p>
